

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のおしらせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本件の契約の締結は、平成30年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年2月1日

世田谷区

### 1. 業務概要

#### (1) 件名

第41回せたがやふるさと区民まつり音響・照明及び会場設営・撤去委託

#### (2) 主旨(目的)

本業務は、世田谷区民会館、区役所中庭、若林公園といった会場の特殊性を理解し、限られた期間で安全且つ柔軟に、来場者や地域住民、周辺事業者、公道利用者等への影響を最小限に抑えた運営を行うための音響・照明及び会場設営・撤去委託業務である。

特に、世田谷区民会館、区役所中庭、若林公園といった公共の施設を占用して業務を履行するため、各管理者の意向を調整し、その都度柔軟に対応していくことが求められる。

また、一般の来庁(園)者による施設利用と平行して業務を履行するため、安全や利便性に最大限の注意を払い、滞りなく区民まつりを開催するために会場の設営計画の立案から設営、撤去までを委託するものである。

#### (3) 業務内容(詳細は、別紙「仕様書(案)」参照)

会場設営計画案の作成(会場現場確認を含む)

工程表の作成及び提出

看板作製、必要物品の調達

会場設営及び撤去 外

#### (4) 契約期間

平成30年4月上旬(予定)から平成30年8月22日(水)まで

なお、本件で選定された候補者とは、平成31年度、平成32年度も引き続き同様の契約を年度ごとに締結する予定がある。ただし、契約の締結は、当該業務に係る各年度の予算が成立し、予算配当がなされること、及び前年度の履行内容が良好であることを条件とする。また、本件選定の前提条件としての委託業務の根拠となる事業の内容等に大きな変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

#### (5) 区民まつり開催日程(予定)

平成30年8月4日(土)～8月5日(日) 11時～21時

#### (6) 設営・撤去予定期間

設営： )開催周知用パネル設置 平成30年7月27日(金)

)テント等設営 平成30年7月31日(火)～平成30年8月3日(金)

撤去：平成30年8月6日(月)～平成30年8月8日(水)

#### (7) 契約者決定の方法

公募による「企画提案等審査」による。

## 2．参加資格

提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「催事関係業務」の共同運営格付がAの者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (3) 同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (4) 世田谷区から現に指名停止を受けていない者
- (5) 都道府県民税・市長村民税に滞納がない者
- (6) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立てをしていないこと
- (7) 平成25年度以降、官公庁において、本業務と同種業務の受託履行実績を有すること。

## 3．提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 6事業者以上から参加表明書の提出があった場合は、過去5年間の類似業務受託履行実績を点数評価して提案書の提出者を5事業者以内に選定する。
- (2) 提案書提出者決定・招請通知及び非招請通知は、全事業者に郵送にて通知する。  
通知日時：平成30年2月16日(金)

## 4．提案書を特定するための評価項目

以下の評価項目により、参加表明書、提案書、見積書、事業者ヒアリングにより総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

- (1) 本業務全体に対する考え方
- (2) 業務実施体制
- (3) 会場設営・撤去対応について
- (4) 事故・天候等における緊急対応について
- (5) 本業務に対する提案・改善策
- (6) 業務実績
- (7) 見積金額

## 5．手続き等

- (1) 募集要領の配付期間、場所及び方法

配付期間 平成30年2月1日(木)～平成30年2月15日(木)

土日・祝休日を除く9時～17時

配付場所及び方法 下記「7.担当」に同じ

希望者に無償配付する。

区のホームページからダウンロードも可能

- (2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成30年2月15日(木) 17時(必着)  
持参の場合、土日・祝休日を除く  
提出場所及び方法 下記「7.担当」に同じ  
持参又は郵送(書留、または配達記録郵便)による。

(3) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成30年3月16日(金) 17時(必着)  
持参の場合、土日・祝休日を除く  
提出場所及び方法 下記「7.担当」に同じ  
持参または郵送(書留、または配達記録郵便)による。

## 6. その他留意事項

- (1) 本件に関する説明会は実施しない。
- (2) 提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとするとともに、虚偽の記載をした者に対して契約を無効とする。
- (4) 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。なお、提出された提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得ることとする。
- (5) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。
- (6) 区は提案書の内容に拘束されないものとする。選定後、契約内容の仕様については区と選定事業者双方の協議により定める。
- (7) 区は、選定した事業者について契約締結が不相当と認められる事由が生じた場合は、選定を取り消すことができる。
- (8) 審査終了後、参加者には選定順位を含めた結果を通知する。また、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)は区が公表できることとする。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金 免除
- (11) 契約書作成の要否 要
- (12) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を本業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (13) 応募に当たり、知りえた情報については守秘義務を遵守すること。
- (14) 本案件は、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の適用案件である。詳しくは、「労働報酬下限額の適用についてのご案内」参照のこと

## 7. 担当

世田谷区生活文化部区民健康村・ふるさと交流課 早田  
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第1庁舎1階  
連絡先：03-5432-2249 FAX：03-5432-3013  
電子メールアドレス：SEA02237@mb.city.setagaya.tokyo.jp